

# Geep 制度規約

株式会社 日本デジタル研究所

## 第 1 章 共通規約

### 第 1 条(規約の適用) ※1

この規約は、株式会社日本デジタル研究所(以下「弊社」といいます。)が提供するゼネラル・パートナー制度(以下「Geep 制度」といいます。Geep は、General partner の略称で、「ジープ」と称します。)の利用に関し適用されます。

Geep 制度に入会すると、Geep 制度のすべてを利用することができます。ただし、JDL クライアント Link サービスの利用には、別途利用申込が必要となります。

### 第 2 条(その他の通知の適用ならびに規約の変更)

1. 弊社が書面またはオンラインあるいはその他の方法により、この規約に関連して Geep 会員に随時定時するご案内やご通知等(以下「諸通知」といいます)は、この規約の一部を構成するものとします。
2. 弊社が別途定める諸通知がこの規約と異なる場合には諸通知が優先するものとします。
3. Geep 会員は、弊社が将来予告なくこの規約を変更する可能性があることを予め承諾し、かつ弊社の責任を問わないものとします。
4. 前項の場合、Geep 会員が変更後の規約に基づく各サービスまたは各制度を利用したときは、弊社は、かかる変更について Geep 会員の承諾があったものとみなします。

### 第 3 条(Geep 制度) ※1

Geep 制度とは、弊社製品の導入促進を目的として弊社が提供する次の各号のサービスおよび制度をいいます。

- (1) JDL クライアント Link サービス
- (2) 仕切販売制度
- (3) 紹介販売制度
- (4) メンバー紹介制度

### 第 4 条(ゼネラル・パートナー)

ゼネラル・パートナーとは、次の各号のいずれかに該当し、かつ入会を申し込み、弊社がこれを承諾したお客様をいいます。

- (1) 税理士の登録または公認会計士の登録を受けているお客様
- (2) 税理士の登録または公認会計士の登録を受けている方が代表者であるか、または経営に参加している法人

### 第 5 条(入会)

1. 入会しようとするお客様は、この規約を承諾のうえ、入会を申し込むものとします。
2. 弊社は、別途定める方法で入会申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に入会を承諾します。
3. 弊社が入会を承認した時点で、入会しようとするお客様と弊社との間に会員契約が成立し、同時に、入会しようとするお客様は、ゼネラル・パートナー(以下「Geep 会員」といいます。)となります。

### 第 6 条(審査)

弊社は、審査の結果、入会申込をしたお客様が次の各号のいずれかに該当することがわかった場合、そのお客様の入会を承諾しないことがあります。

- (1) 第 4 条各号の Geep 会員としての資格を有するお客様でないこと。
- (2) 入会申込の手續に不備があること。
- (3) 既に弊社との間で取引があり、弊社に対する債務の支払が相当の期間を超えて滞っていること。
- (4) この規約に違反して会員契約を解約されたことがあること。

#### 第 7 条(変更の届出) ※1

Geep 会員は、名称、住所、電話番号等弊社への申込内容に変更があった場合は、すみやかにその旨を弊社所定の方法により弊社に届け出るものとします。ただし、第 17 条の JDL クライアント Link に掲載する事項を変更する場合は、別に第 18 条の手續を要します。

#### 第 8 条(Geep 会員からの解約)

Geep 会員は、いつでも弊社所定の方法で会員契約を解約し、Geep 制度を退会することができます。

#### 第 9 条(弊社からの通知)

弊社は、電子メール、オンライン上の表示、郵便その他の方法により、Geep 会員に対し規約の変更等必要な事項を通知します。

#### 第 10 条(利用停止、解約)

弊社は、Geep 会員がこの規約の一に違反し、もしくは第 3 条の Geep 制度の目的に照らして不適切な行為を行ったと弊社が判断したとき、または Geep 会員に第 6 条第 3 号の事由が生じたと弊社が判断したときは、Geep 会員に対し、事前に通知することなく Geep 制度の全部または一部の利用を停止し、または会員契約を解約することができます。

#### 第 11 条(サービス、制度の廃止)

1. Geep 会員は、弊社が、Geep 制度の利用状況、社会情勢の変動、経済環境の変動、Geep 制度の運営状況その他の事情によっては、やむを得ず Geep 制度の全部もしくは一部を廃止し、または利用を停止する場合があることを予め承諾し、かつこれに対して弊社の責任を問わないものとします。
2. 前項の廃止または利用停止をする場合は、弊社は、一定の予告期間を設けて弊社が適当と判断する方法で Geep 会員に通知するものとします。
3. Geep 制度の全部が廃止される場合は、Geep 制度の廃止日をもって会員契約は終了するものとします。

#### 第 12 条(会員契約の終了)

Geep 会員が第 4 条各号の Geep 会員としての資格を喪失した場合その他この規約で定める場合、会員契約は自動的に終了します。

#### 第 13 条(権利の消滅) ※2

Geep 会員は、会員契約が解約または終了となった場合は、第 29 条および第 30 条で定める場合を除き、獲得したポイント等既に発生した権利を含め Geep 会員としてのすべての権利を失います。

#### 第 14 条(OA アドバイザー契約および JDL ビジネス・パートナー制度の失効)

弊社との間で締結された OA アドバイザー契約および既に入会している JDL ビジネス・パートナー制度は、いずれも会員契約の成立と同時に失効するものとします。

## 第 2 章 JDL クライアント Link サービス ※1

#### 第 15 条(JDL クライアント Link サービス) ※1

JDL クライアント Link サービス(以下「本サービス」といいます。)とは、弊社製ハードウェア製品および弊社製ソフトウェア製品の導入促進を目的として、弊社が、本サービスを利用する Geep 会員の事務所に関する情報のうち第 17 条各号に定める事項を、弊社のホームページ内に開設するサイト(サイト名称「JDL クライアント Link」)に掲載するサービスをいいます。本サービスを利用するためには、弊社が特に認める場合を除き、Geep 制度の入会申込とは別に会計事務所リンクからオンラインによる申込が必要となります。

#### 第 16 条(本サービスの利用条件) ※1

1. 本サービスの利用は、弊社製ハードウェア製品または弊社製ソフトウェア製品を Geep 会員が導入し、使用していることが条件となります。ただし、上記製品のうち弊社製ソフトウェア製品のみを使用している場合であって、使用する唯一の弊社製ソフトウェア製品が JDL IBEX 出納帳カジュアル等弊社が無償で提供するソフトウェア製品である場合は本サービスを利用することができません。
2. 本サービスを利用するためには、弊社が特に指定する場合を除き、Geep 制度の入会申込とは別に、オンラインによる申込が必要となり、その際に第 17 条各号に定める情報が第 48 条第 1 項第 1 号の利用目的に基づいて収集され、利用されることに同意する必要があります。

#### 第 17 条(JDL クライアント Link に掲載される情報) ※1

弊社は、Geep 会員による本サービスの利用申込を承諾した時より、次の各号に定める情報を JDL クライアント Link に掲載します。ただし、第 4 号から第 7 号については、Geep 会員が選択した情報に限り掲載します。

- (1) 事務所名称
- (2) 代表者名
- (3) 郵便番号、都道府県名および市区町村名
- (4) 電話番号
- (5) FAX 番号
- (6) E-Mail アドレス
- (7) ホームページアドレス
- (8) 事業形態(法人、個人事業の別)
- (9) 関与形態(インターネット会計、月次訪問、決算・申告のみ等の別)
- (10) 得意とする業種
- (11) 得意とするサービス分野
- (12) 対応可能なシステム(弊社製ソフトウェアおよび弊社製ハードウェアの別)
- (13) キャッチコピー
- (14) アピールコメント

#### 第 18 条(掲載停止、内容変更の受付方法) ※1

Geep 会員は JDL クライアント Link への掲載を停止し、または前条に定める掲載情報の内容を変更し、もしくは掲載情報を変更するときは、弊社が特に指定する場合を除き、弊社所定の方法によりオンライン上で弊社に申し出るものとします。

#### 第 19 条(掲載の削除) ※1

弊社は、弊社の判断において、Geep 会員のホームページ内に掲載される内容が本サービスの目的に照らして不適切である場合を含み、JDL クライアント Link に掲載することがこの規約および本サービスの目的に照らして不適切である場合は、何らの通知をすることなく、当該 Geep 会員の JDL クライアント Link への掲載を削除します。

#### 第 20 条(本サービスの中断) ※1

1. 弊社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、Geep 会員に事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断することがあります。
  - (1) 本サービス用通信回線に接続された弊社の電気通信設備、機器、ソフトウェア等の保守を定期的にまたは緊急に行う場合。
  - (2) 天災、事変その他の不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合。
  - (3) その他、弊社が運用上または技術上本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合。
2. 弊社は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により本サービスの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因する Geep 会員および第三者が被った損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第 21 条 (Geep 会員の自己責任) ※1

弊社は、JDL クライアント Link の掲載、掲載内容、掲載の停止および掲載の削除等に起因して Geep 会員および第三者にもたらされるいかなる結果に対しても責任を負いません。

### 第 3 章 仕切販売

#### 第 22 条 (仕切販売)

仕切販売とは、Geep 会員が、別途弊社の指定するハードウェア製品およびソフトウェア製品（以下、あわせて「仕切販売対象製品」といいます。）を別途弊社の定める仕切販売価格で買入れ、Geep 会員の顧客（Geep 会員の顧客とは、Geep 会員と取引を行う最終使用者を意味し、以下単に「顧客」といいます。）に商品として販売することができる制度です。

#### 第 23 条 (Geep 会員による販売価格の決定)

Geep 会員の顧客に対する仕切販売対象製品の販売価格は、Geep 会員が決定します。

#### 第 24 条 (販売地域)

Geep 会員および弊社は、仕切販売対象製品の販売地域について相互に限定しません。

#### 第 25 条 (返品制限)

Geep 会員は、弊社から購入した仕切販売対象製品を弊社に返品することができません。

#### 第 26 条 (販売の報告)

Geep 会員が弊社の指定するハードウェア製品を顧客に販売したときは、Geep 会員は直ちに弊社に対し、販売先の商号、住所、製品名およびその他弊社が別途定める事項を報告するものとします。

#### 第 27 条 (顧客と弊社の直接取引)

次の各号のサービスおよび取引等については、最終使用者である顧客に対して弊社が直接提供することができるものとします。

- (1) 弊社の指定するサプライ商品
- (2) 仕切販売対象製品に関する保守サービス
- (3) 弊社の指定するユースウェアサービス
- (4) 仕切販売対象製品の使用許諾契約

#### 第 28 条 (顧客への推奨)

1. Geep 会員は、仕切販売に際し、顧客が仕切販売対象製品を良好な環境で使用できるようにするため、弊社が提供する各種保守サービスおよび弊社の指定するサプライ商品の利用を、当該顧客に対して推奨することに努めます。

2. Geep 会員は、当該顧客が仕切販売対象製品について弊社から必要なサポートを受けられるようにするため、弊社へのユーザー登録を行うよう、当該顧客に対して推奨することに努めます。

#### 第 29 条(ハードウェア製品の保証)

弊社は Geep 会員に対して、仕切販売対象製品のうちのハードウェア製品が弊社の仕様通りであることを保証し、保証期間は Geep 会員への納品日より 6 ヶ月間とします。

#### 第 30 条(ソフトウェア製品の保証)

1. 弊社は Geep 会員に対して、仕切販売対象製品のうちのソフトウェア製品が、別途弊社がソフトウェア使用許諾契約で定める場合を除き、弊社の指定したハードウェアと弊社の指定した設置条件のもとにおいて弊社の仕様通りに動作することを保証し、保証期間は Geep 会員への納品日より 6 ヶ月間とします。
2. 弊社は、Geep 会員の顧客に対して直接責任を負わず、Geep 会員の顧客から仕切販売対象ソフトに起因した請求等があった場合には、Geep 会員を経由し、Geep 会員への納品日より 6 ヶ月間、前項の保証と同様の範囲で問題の解決を図るものとします。

#### 第 31 条(仕切販売の対象外)

仕切販売制度は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用することができません。

- (1) Geep 会員がハードウェア製品を自ら使用する場合。
- (2) Geep 会員の顧客が、第 3 条各号の Geep 会員としての資格を有する場合。
- (3) Geep 会員の顧客が法形式上は Geep 会員と別人格となる法人および団体等であっても、顧客と Geep 会員双方の代表者が同一人か、または他方と親族関係にある場合。

#### 第 32 条(サイバー支援ポイントの提供)※2

弊社は Geep 会員に対して、仕切販売対象ハードの販売台数ならびに仕切販売対象ソフトの販売本数に応じて第 5 章に定めるサイバー支援ポイントを提供します。ただし、そのポイント提供期間やポイント数は、弊社が都度変更できるものとします。

### 第 4 章 紹介販売 ※2

#### 第 33 条(紹介販売) ※2

1. 紹介販売とは、Geep 会員が、弊社製品を購入しようとする方(以下「紹介先」といいます。)を弊社に通知・紹介することによって、別途弊社が指定するハードウェア製品およびソフトウェア製品(以下「紹介販売対象製品」といいます。)を弊社が紹介先に販売することができた場合に、紹介元の Geep 会員にサイバー支援ポイントを提供する制度です。
2. 前項の紹介先を通知・紹介する方法は、紹介先が弊社に注文書を発する以前に、Geep 会員が弊社所定の書面を弊社に提出する方法に限ります。

#### 第 34 条(サイバー支援ポイントの提供対象) ※2

サイバー支援ポイントは、弊社が紹介先に販売することができた契約の中から、弊社が予め指定する紹介販売対象製品を対象に提供されます。

#### 第 35 条(紹介販売対象製品の通知)

弊社は、Geep 会員に対して、弊社の定める方法により紹介販売対象製品を通知します。

#### 第 36 条(紹介販売制度の対象外)

紹介販売制度は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用することができません。

- (1) 第 33 条第 2 項の方法によることなく契約の申込または締結が行われた場合。
- (2) 紹介先が、法形式上は紹介元の Geep 会員と別人格となる法人および団体等であっても、紹介先、紹介元 Geep 会員双方の代表者が同一人か、または他方と親族関係にある場合。
- (3) 紹介先が、第 6 章メンバー紹介制度に定める弊社との取引が新規となる税理士および公認会計士である場合。

## 第 5 章 サイバー支援ポイント ※2

### 第 37 条(サイバー支援ポイントの提供) ※2

弊社は、第 3 章の仕切販売ならびに第 4 章の紹介販売において、Geep 会員が第 3 章ないし第 4 章の各条項に該当する取引を行ったと弊社が判断した時に、サイバー支援ポイントを Geep 会員に提供します。

### 第 38 条(サイバー支援ポイント数の通知) ※2

弊社は、Geep 会員に対してサイバー支援ポイント数を通知します。

### 第 39 条(サイバー支援ポイントの利用および消滅) ※2

1. Geep 会員に提供されたサイバー支援ポイントは、Geep 会員が弊社との次回以降の取引の際に、別途弊社の指定するハードウェア製品、ソフトウェア製品の購入およびユースウェアの利用につき、1 ポイント 1 円として、ポイントを単独であるいは合算して 2 年間にわたり利用することができます。
2. サイバー支援ポイントは、提供された日の属する月の翌月から起算して 2 年の期間満了により自動的に消滅します。

### 第 40 条(ポイントの提供の停止および返還) ※2

弊社と紹介先との契約が解除された場合、もしくは仕切販売対象ソフトの返品があった場合には、弊社はサイバー支援ポイントの提供を停止し、または弊社が既にその提供を履行しているときには、Geep 会員はそのサイバー支援ポイントを弊社に返還するものとします。

### 第 41 条(サイバー支援ポイントの用途) ※2

サイバー支援ポイントは次の各号の用途で利用できます。

- (1) ハードウェアの購入  
サーバー、WS、NOTE、単体機を問わず、ハードウェア(本体)および同時購入の周辺機器、ソフトウェア、サプライ品、ユースウェアで利用できます。ただし、プリンタなど周辺機器のみの購入には利用できません。
- (2) ソフトウェアの購入  
サイバー化構築に必要な弊社が別途定めるソフトウェアの購入に利用できます。
- (3) ユースウェアの利用  
サイバー化構築に必要な弊社が別途定めるユースウェアで利用できます。

## 第 6 章 メンバー紹介制度 ※2

### 第 42 条(メンバー紹介制度) ※2

メンバー紹介制度とは、Geep 会員が弊社との取引が新規となる税理士および公認会計士(以下「新規紹介先」といいます。)を弊社に紹介し、紹介を受けた税理士および公認会計士が弊社指定のハードウェア製品およびソフトウェア製品(以下「メンバー紹介対象製品」といいます。)を購入した場合に、Geep 会員と新規紹介先のそれぞれにメンバー紹介ポイントを提供する制度です。

#### 第 43 条(メンバー紹介ポイント数) ※2

提供されるメンバー紹介ポイント数は、新規紹介先が購入したメンバー紹介対象製品の合計金額の 10 パーセント相当の金額を 1 円につき 1 ポイントに換算したポイント数とします。

#### 第 44 条(メンバー紹介ポイントの利用および消滅) ※2

1. Geep 会員と新規紹介先に提供されたメンバー紹介ポイントは、それぞれが弊社との次回以降の取引の際に、別途弊社の指定するハードウェア製品、ソフトウェア製品およびサプライ商品の購入につき、1 ポイント 1 円として、ポイントを単独であるいは合算して 1 年間にわたり利用することができます。
2. メンバー紹介ポイントは、Geep 会員の紹介に基づき、新規紹介先の弊社指定の方式によるメンバー紹介対象製品の購入が確認され次第、弊社の別途定める方法により弊社から Geep 会員と新規紹介先のそれぞれにメンバー紹介ポイントが提供され、提供された日の属する月の翌月から起算して 1 年の期間満了により、それぞれのメンバー紹介ポイントは自動的に消滅します。

#### 第 45 条(紹介の時期および方法)

弊社へのメンバー紹介は、新規紹介先と弊社とのメンバー紹介対象製品の購入契約締結前かまたは購入契約と同時に、弊社所定の書面によって紹介する方法に限ります。

#### 第 46 条(弊社との取引が新規となる税理士および公認会計士)

メンバー紹介制度で定める弊社との取引が新規となる税理士および公認会計士とは、Geep 会員の紹介時に次の各号すべてに該当するお客様をいいます。

- (1) 日本国内に居住しているお客様
- (2) 税理士の登録または公認会計士の登録を受けているお客様
- (3) 弊社と取引がないお客様

#### 第 47 条(弊社指定のハードウェア製品およびソフトウェア製品) ※2

メンバー紹介制度で定める弊社指定のハードウェア製品およびソフトウェア製品とは、弊社が別途指定するハードウェア製品およびソフトウェア製品であって、かつ、Geep 会員の紹介に基づき、新規紹介先と弊社が新規に取り引きする際の契約内容となったハードウェア製品およびソフトウェア製品をいい、追加契約や 2 回目以降の契約の内容となるハードウェア製品およびソフトウェア製品は、メンバー紹介ポイントの提供対象としません。

## 第 8 章 雑 則

#### 第 48 条(個人情報の利用目的) ※1

弊社は、Geep 会員から収集した個人情報(以下、単に「個人情報」といいます。)を、次の各号の利用目的の範囲内で取り扱います。

- (1) JDL クライアント Link サービスに申し込まれた Geep 会員については、第 17 条各号の情報を事前の同意に基づき、オンライン上で第三者に第三者提供します。
- (2) コンピュータシステムの設計、製造、販売、保守等弊社の営む事業に関する製品、商品、サービス等の Geep 会員への提供のほか、これらに付帯関連するサービスの提供等弊社の事業遂行に必要な範囲においても収集し利用します。
- (3) 航空運送事業を営む弊社の連結対象会社に関するサービスを弊社から Geep 会員に提供するために収集し利用します。
- (4) 弊社は、Geep 会員の個人情報を DM 等によるアンケートへのお願い等の方法により収集することがあります。また、修理、配送及び郵便物の発送等弊社の業務の一部を外部の業者に委託することがあります。

- (5) Geep 会員の個人情報は、Geep 会員の事前の同意がある場合に限り、Geep 会員が事前に同意した第三者へ、第三者提供します。

#### 第 49 条(合意管轄)

この規約は日本国の法律に準拠し、この規約に関連、付随して生じた一切の訴訟については、東京地方裁判所(簡易裁判所)を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附 則

※1 Geep 規約中、※1 を付した JDL クライアント Link サービスは、サービスのリニューアルに伴い、平成 22 年 8 月 2 日付をもって Geep 制度で提供するサービスから除外します。

※2 Geep 規約中、※2 を付したサイバー支援ポイントの制度およびメンバー紹介ポイントの制度は、それぞれ平成 22 年 6 月 30 日付をもって終了し、獲得済ポイントについては、それぞれの有効期限(サイバー支援ポイントは最長で平成 24 年 6 月 30 日、メンバー紹介ポイントは最長平成 23 年 6 月 30 日)をもって終了します。

この規約は、平成 16 年 10 月 1 日から実施します。

改正実施 平成 17 年 4 月 6 日  
平成 19 年 3 月 27 日  
平成 19 年 10 月 15 日  
平成 20 年 1 月 22 日  
平成 21 年 4 月 1 日  
平成 22 年 4 月 27 日  
平成 22 年 8 月 2 日